

「移動動物園、サークス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附屬書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれら動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について

「移動動物園、サークス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附屬書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれら動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手手続きについて」等の廃止について

輸入注意事項15第41号 (15.10.17)

改正①輸入注意事項17第27号 (17.7.25)

下記に掲げる輸入注意事項については、平成15年11月9日限りで廃止します。
 なお、輸入注意事項4第13号（輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）及び輸入注意事項4第12号（輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）に定められた輸入手続等については、平成15年11月10日以後、輸入注意事項15第42号（輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）及び輸入注意事項15第43号（輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）の規定によるところとなります。

また、平成15年11月10日以前に下記の輸入注意事項の規定に基づく経済産業大臣の確認書又は登録証明書の交付を受けた場合は、平成15年11月10日以降に輸入通関を行いう場合であっても、従前のとおり輸入を認めることとなります。平成15年11月10日以前に輸入注意事項5第2号（移動動物園、サークス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附屬書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれら動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手手続きについて）により、登録証明書の交付を受けた場合であって、平成15年11月10日以降に申請書の内容変更の必要が生じた場合には、輸入注意事項5第3号（サークス、動植物展等のためのワシントン条約対象動植物及び派生物の国際移動に係る登録申請書の内容変更について）に規定するところにより内容変更の手続を行つて下さい。

記

- 平成5年2月23日付け輸入注意事項5第2号（移動動物園、サークス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附屬書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれら動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手手続きについて）
- 平成5年2月23日付け輸入注意事項5第3号（サークス、動植物展等のためのワシントン条約対象動植物及びその派生物の国際移動に係る登録申請書の内容変更について）
- 平成4年6月18日付け輸入注意事項4第13号（輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）
- 平成4年6月18日付け輸入注意事項4第12号（輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）